

平成28年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第1日（平成28年 3月 7日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第2号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第3号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市議会の議員その他  
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について）

報告第4号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の  
一部を改正する条例の制定について）

報告第5号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市行政手続条例の一  
部を改正する条例の制定について）

議案第3号 平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第4号 平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について

議案第5号 平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）につい  
て

議案第6号 平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
2号）について

議案第7号 平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）について

議案第8号 平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

議案第9号 平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

議案第10号 平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正  
予算（第3号）について

議案第11号 平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正  
予算（第4号）について

議案第12号 平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第

- 1号) について
- 議案第13号 平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について
- 議案第14号 平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) について
- 議案第15号 平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号) について
- 議案第16号 平成28年度土佐清水市一般会計予算について
- 議案第17号 平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第18号 平成28年度土佐清水市介護保険特別会計予算について
- 議案第19号 平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について
- 議案第20号 平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第22号 平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成28年度土佐清水市水道事業会計予算について
- 議案第24号 土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について
- 議案第25号 土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 土佐清水市長等の給与, 旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 3 3 号 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 土佐清水市在宅介護支援センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 土佐清水市立教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 訴えの提起について
- 議案第 3 9 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 4 0 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について
- 議案第 4 1 号 第七次土佐清水市総合振興計画（基本構想及び基本計画）について
- 議案第 4 2 号 土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の制定について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

~~~~・~~~~・~~~~

**議員定数** 1 2 人

**現在員数** 1 2 人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 1 0 人

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 田 中 耕之郎 君 | 2 番 | 岡 本 詠 君 |
| 3 番 | 細 川 博 史 君 | 4 番 | 前 田 晃 君 |
| 6 番 | 森 一 美 君 | 7 番 | 小 川 豊 治 君 |
| 8 番 | 西 原 強 志 君 | 1 0 番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 1 1 番 | 仲 田 強 君 | 1 2 番 | 武 藤 清 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

**欠席議員** 2 人

5番 浅尾公厚君

9番 永野裕夫君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主事 | 坂本壮君 |
| 主事 | 戸田亜由君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                             |       |                  |       |
|-----------------------------|-------|------------------|-------|
| 市長                          | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長              | 山本豊君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |
| 企画財政課長                      | 早川聡君  | 総務課長             | 木下司君  |
| 危機管理課長                      | 横畠浩治君 | 消防長              | 田村光浩君 |
| 消防署長                        | 上原由隆君 | 健康推進課長           | 戎井大城君 |
| 福祉事務所長                      | 徳井直之君 | 市民課長             | 二宮真弓君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長           | 坂本和也君 | まちづくり対策課長        | 横山周次君 |
| 観光商工課長                      | 岡田敦浩君 | 農林水産課長           | 文野喜文君 |
| 水道課長                        | 田村和彦君 | じんけん課長           | 田村善和君 |
| しおさい園長                      | 山本弘子君 | 収納推進課長           | 倉松克臣君 |
| 教育委員長                       | 竹田陽君  | 教育長              | 弘田浩三君 |
| 学校教育課長                      | 中津健一君 | 生涯学習課長           | 中山優君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所長 | 弘田条君  | 選挙管理委員会<br>事務局長  | 沖比呂志君 |
| 監査委員事務局長                    | 小松高志君 |                  |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○副議長（森 一美君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会3月会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

5番浅尾公厚君、9番永野裕夫議長が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

なお、議長が欠席しておりますので、私が議長職をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

3月会議の審議期間につきましては、2月29日開催の議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤 清君） おはようございます。

ただ今、議題となっております3月会議の審議期間につきましては、2月29日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から3月24日までの18日間と決しました。

審議期間中の日程としまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明、内容説明を行います。

また、3月14日は、議案に対する質疑並びに一般質問を行い、3月15日から16日まで一般質問を行います。

3月17日から18日は予算決算常任委員会を、22日は産業厚生常任委員会、総務文教常任委員会を開催し、3月24日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（森 一美君） お諮りいたします。

3月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の審議期間は本日から3月24日までの18日間と決しました。

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 3 番細川博史君、4 番前田 晃君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 山下 毅君登壇)

○議会事務局長(山下 毅君) おはようございます。

平成 27 年定例会 12 月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会を 1 回開催、産業厚生常任委員会は 3 回開催し、そのうち 1 回は、しおさいにて現地視察を行い、職員から現状などを聞きました。

議会運営委員会を 4 回開催し、2 月 29 日には、3 月会議の日程等について協議を行いました。

1 月 22 日、2 月 12 日には、全員協議会を開催し、土佐清水市みんなでまちづくり条例及び第七次土佐清水市総合振興計画の素案について、執行部より説明を受け、各議員が意見を述べました。

1 月 15 日には、委員長会を開催し、平成 28 年度議会費予算の説明並びに各委員会の活動等、情報交換を行いました。

また、1 月 22 日には、議会だより編集委員会を開催し、2 月 1 日に議会だより第 96 号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

1 月 3 日、平成 28 年土佐清水市成人式式典が市民文化会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 月 10 日、平成 28 年消防出初式が市民文化会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 月 12 日、清水小学校校舎棟 1 期建築工事の安全祈願祭が開催され、議長、総務文教常任委員会委員長が出席。

1 月 16 日、三崎地区防災コミュニティセンター落成記念式典が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 月 22 日、平成 28 年土佐清水市議会定例会 1 月会議が開催されましたことはご承知のとおりであります。

1 月 24 日から 26 日まで、特別交付税の要望のため、議長が市長とともに総務省等を訪問

いたしました。

2月4日、5日は、ジオパーク関係の視察のため、議長がジオパーク推進室職員とともに西予市、室戸市を訪問いたしました。

2月7日、平成27年度土佐清水市消防団定例部長会が消防本部で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

2月9日、全国市議会議長会評議員会が東京都で開催され、議長、事務局長が出席。

2月13日、窪津漁協新築落成式が開催され、議長が出席。

2月15日、四国横断自動車道の早期延伸についての要望のため、議長が幡多6市町村議長とともに四国地方整備局を訪問いたしました。

2月16日、全国市議会議員共済会代議員会が東京都で開催され、議長、議事係長が出席。

2月19日、下川口地区防災コミュニティセンター開所記念式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

2月21日から23日まで、四国横断自動車道の早期延伸についての要望のため、正副議長が、幡多6市町村正副議長とともに国土交通省、財務省等を訪問いたしました。

2月24日、スポーツ賞授賞式が市民体育館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

2月27日、香南市制施行・合併10周年記念式典が香南市で開催され、副議長が出席。

2月29日、幡多広域市町村圏事務組合議会定例会が四万十市で開催され、議長が出席。

3月1日、清水高校卒業証書授与式が清水高校で開催され、副議長が出席。

3月5日、香美市合併10周年記念式典が香美市で開催され、副議長が出席。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

2月21日から23日まで、四国横断自動車道早期延伸についての要望のため、東京都へ副議長が派遣されました。

2月27日、香南市制施行・合併10周年記念式典が香南市で、3月1日、清水高校卒業証書授与式が清水高校で、3月5日、香美市合併10周年記念式典が香美市で開催され、副議長が派遣されました。

1月12日、清水小学校校舎棟1期建築工事の安全祈願祭が開催され、総務文教常任委員会委員長が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

3月会議に提出されております案件は、報告第2号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第5号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正

予算（第5号）について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」までの議案40件、計44件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので省略させていただきます。
以上で諸般の報告を終わります。

○副議長（森 一美君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出報告第2号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第5号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」までの議案40件、計44件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成28年土佐清水市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政の課題等について、所信の一端を申し述べますとともに、平成28年度土佐清水市一般会計予算案をはじめとする議案等についてご説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

まず、住民基本条例の制定についてであります。

この件につきましては、私の選挙公約にも掲げ、条例制定に向け、策定作業を行ってまいりましたが、このたび、公募による委員3名を含めた策定委員会で最終の取りまとめが行われ、成案ができ上がり、本会議に条例案として提出させていただきました。

本条例は、「市民みんなでまちづくりをすすめる」という意味で名称を「土佐清水市みんなでまちづくり条例」と定め、文章につきましても一般的な条例に使用されている行政特有の表現ではなく、誰もが理解しやすい言葉であらわし、市民と行政が真に協働するまちづくりをすすめ、このすばらしい土佐清水市を将来にわたって引き継いでいくことを目的としています。

本条例の策定に当たりましては、市内15カ所を2巡した住民座談会のほか、市広報及びホームページを通じて、パブリックコメントも実施するなど、広く意見を募集するとともに、周知にも努めてまいりました。

また、本年1月に開催していただきました市議会全員協議会では、議員の皆様からも素案に対するご意見をいただいたところです。

このように皆様からいただきました貴重なご意見を、1つずつ丁寧に策定委員会に諮り、議論を重ね、みんなの思いが詰まった内容となっておりますことをご理解いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に、台湾大学生のインターンシップ受け入れについてであります。

近年、訪日外国人観光客は、全国的に増加傾向にあり、2020年の東京オリンピック開催に向け、ますます増加することが予測されています。本市でも平成24年に、年間1,000人足らずであった外国人観光客が、平成27年度は4,000人を突破する見込みとなっております。

その外国人観光客の約85%が台湾からの観光客であり、更なる誘客促進、観光関係者の接遇スキルアップ等の受け入れ体制強化を図るため、高知県観光政策課を通じ、また、観光協会と訪台して、直接大学を訪問するなど、台湾大学生のインターンシップ受け入れ活動を行ってまいりましたが、去る3月2日、本市から私をはじめ、観光協会会長など4名が台湾の台北市に赴き、「私立台北城市科技大学」とのインターンシップに関する提携協定を締結いたしました。

当大学は、日本語学科を有するほか、即戦力となる人材育成に取り組んでおり、また、「食・観光」に関し、台湾国内に幅広いネットワークを有しているなど、本市観光面にも多大な波及効果が期待できることから、当大学との提携協定締結に至ったものであります。

台北での調印式では、マスコミや大学関係者をはじめ、台湾の対日窓口機関である亞東関係協会会長や立法委員（国会議員）で、立法院の台日会長など、国の要人も出席され、台湾での関心の高さを感じたところです。

今後の予定としましては、大学側と詳細な条件等の協議を行った上で、インターン生2名を選抜していただき、本年7月から8月に受け入れを開始する予定となっておりますが、この協定により、台北城市科技大学においては、学生の国際観光分野での実践力、応用力のレベルアップ、受け入れ側である本市にとっては、国際観光への対応能力向上、そして、人材育成・情報発信により、お互いの理解を深めるとともに、経済活動においても活性化が図れると期待しております。

なお、平成28年度当初予算に関連予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災拠点施設についてであります。

本年1月に落成式を終えました。三崎地区防災コミュニティセンターに続き、下川口地区防災コミュニティセンターが完成し、先月、開所記念式典が開催されました。この施設は海拔22mに位置する「旧宗呂小学校」を総事業費約1,300万円で改修し、災害発生時における

地域の防災活動の拠点及び避難施設として、医療救護室や高齢者・負傷者等の要配慮者スペースなどを設置しています。

また、平常時には、地域住民のコミュニティ活動の場として、宗呂下地区の区長場に利用していただくこととなっております。

今後におきましても、市民の命を守り、助かった命をつなぐ対策、さらには被災から迅速に生活を立ち上げる対策を早期に確立してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、私にとって市長就任後、3回目の当初予算編成となりました平成28年度予算は、一般会計におきまして、各課からの予算要求段階では、約6億3,000万円不足するという近年では一番厳しい予算編成となりましたが、予算査定を経て、最終的に約1億3,000万円の基金取り崩しによる予算組となりました。

一般会計及び7つの特別会計の総額は、188億2,289万円、重複計上額を除く実質計上額は181億5,683万6,000円となり、対前年度比で5.7%の増となりました。

一般会計の総額は117億3,200万円、対前年度比5億3,700万円、4.8%の増となり、昨年同様、昭和60年以降では3番目に大きい予算規模となりました。

主な増額要因につきましては、3年計画の2年目を迎える清水小学校改築工事費の大幅増によるものであります。

歳入は、市税を対前年度比3,202万8,000円、2.7%増の12億3,582万8,000円を計上しています。これは固定資産税において太陽光発電関係による土地・償却資産の増、軽自動車税の税率改正等により、増額を見込んだことによるものです。

地方交付税は、地方財政計画の伸び率等を勘案し、2,000万円、0.5%減の41億1,000万円を計上しています。市債は清水小学校改築事業をはじめ、普通建設事業費の増額に伴い、3億5,520万円、20.6%の増の20億7,900万円を計上し、全体の歳入不足1億2,961万4,000円を財政調整基金から繰り入れることとしております。

歳出は、義務的経費が46億2,733万6,000円、前年度比9,729万1,000円、2.1%の減となりましたが、投資的経費は清水小学校改築事業費の大幅増などにより、23億5,078万円、前年度比3億9,722万5,000円、20.3%の増となりました。

予算編成につきましては、これまでどおり、「子どもは宝（子育て・教育環境の充実）」、「若者は希望（基幹産業の復興と雇用対策）」、「お年寄り誇り（高齢者の生きがいづくりと中山間対策）」、「命を守る（南海地震津波対策）」、「絆は力（活気あふれるまちづくり）」、この5つを基本施策として、予算を重点配分するとともに、昨年策定した「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた事業については、「地方創生枠」として新

たに特別枠として設定させていただきました。

平成27年度の新規事業は、事業費が大規模なハード事業が多くありましたが、平成28年度の新規事業は、事業費は少額ながら、各課が知恵を絞り、創意工夫したソフト事業の件数が多いことが特徴的なところではあります。

まず、「子どもは宝（子育て・教育環境の充実）」につきましては、平成27年度に引き続き、清水小学校改築事業として、12億6,219万8,000円、平成30年度から実施を予定している学校給食におきましては、施設建設に係る実施設計費等として1,438万9,000円などのハード事業のほか、新規ソフト事業として、新生児聴覚検査事業39万3,000円を計上しております。そのほかにも、中学校卒業までの医療費無料化制度や奨学資金制度の継続などを含め、子育て・教育環境の充実に向け、全体で22億8,800万円を計上したところです。

また、平成27年4月から実施している新生児に対する紙おむつの購入支援事業を拡充し、平成28年4月からは、粉ミルクの購入も支援対象とするほか、第3子以降の保育料につきましては、これまでは条件つきで無料としていましたが、この条件を撤廃し、4月からは完全無料化を実施してまいります。

次に、「若者は希望（基幹産業の復興と雇用対策）」につきましては、本市が抱える産業課題であります「水産資源の確保」、「交流人口の減少」、「地域商業の縮小」、「少子高齢化への対応」、「後継者不足」などの解消と、本市産業全体の活性化を図るため、既存第三セクターの再編により設立した「土佐清水ホールディングス株式会社」への出資金3,000万円のほか、新規就農支援や集落営農推進、雇用型漁師育成に伴う担い手育成団体支援事業費などを計上しています。

観光では、昨年、地方創生関連の交付金を活用して実施した「ふるさと旅行券事業」を平成28年度も実施してまいります。

ジオパークにつきましては、平成28年度は認定申請の前年度に当たり、昨年設立された「土佐清水ジオパーク推進協議会」を核として、認定審査項目に着目した取り組みなどを推進してまいります。有害鳥獣被害対策では、猿の捕獲報償金をこれまでの1万5,000円から3万円に引き上げることとしており、基幹産業の復興と雇用対策全体で4億6,000万円を計上いたしました。

また、平成27年度3月補正予算では、地方創生加速化交付金を活用し、一次産業の担い手育成や原料確保から、生産及び流通、雇用拡大までの取り組みを移住促進とあわせ、一体的に行う「さかなのまち土佐清水の生産・雇用拡大事業」、幡多広域連携により観光振興に取り組む「四万十・足摺エリア版DMOによる広域観光推進連携事業」に係る予算を計上しており、本市産業の活性化、地方創生の取り組みを加速させてまいります。

続いて、「お年寄りほ誇り（高齢者の生きがいはづくりを中山間対策）」についてであります。

地域で、いきいきサロンなど、高齢者が集まり、活用されている集会所等の耐震補強や改修を行う「介護予防拠点整備事業」は、平成27年度と同様、10カ所分の計8,500万円を計上したことに加え、平成28年度は更に集会所等に、健康増進、心身機能低下防止のための備品整備に324万円を計上しています。

その他にも、地域おこし協力隊を中心に県が推奨する「集落活動センター」設置に向けた取り組み、移住促進総合支援事業や公共交通維持確保事業など、高齢者の生きがいはづくりと中山間対策全体で、3億400万円を計上いたしました。

次に、「命を守る（南海地震津波対策）」では、下ノ加江地区防災拠点施設整備として、用地費と設計費を合わせ3,590万5,000円を計上しています。なお、工事費につきましては、平成28年度の補正予算で対応することとしています。

これまで旧町単位で整備を行ってまいりました防災拠点施設は、今回の下ノ加江地区が最終となります。また、大規模災害時の緊急車両等の燃料確保のため、土佐清水市消防署敷地内への災害用自家給油施設の整備事業費4,630万8,000円、救急ヘリコプター用燃料備蓄倉庫整備費143万1,000円などの新規事業のほか、避難路等整備や備蓄食料・災害用備品等整備、木造住宅耐震化事業等の継続事業を含め、南海地震津波・対策全体で4億3,500万円を計上いたしました。

次に、「絆は力（活気あふれるまちづくり）」では、新規事業としまして、地域の担い手となる人材育成事業として、97万7,000円、文化財保存・整備等事業に33万1,000円、骨髄移植ドナー助成事業30万円などのほか、姉妹都市や国際交流、地域の伝統文化等の継承や発展に対する支援など、全体で1,800万円を計上いたしました。

そして、本年度新たに特別枠として設定した「地方創生事業」は、ただいま申し上げました5つの基本施策と重複するものもあわせ、60事業5億1,400万円を計上しております。これらの事業を着実に実行し、人口減対策に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、特別会計の概要についてご説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業特別会計についてであります。

国保会計につきましては、対前年度比10.6%増の33億2,825万4,000円を計上しています。これは、高齢化等により、1人当たりの医療費が増加傾向にあり、給付費が増となったことによるものであります。

介護保険特別会計は、介護給付費の減などにより、全体で対前年度比4.9%減の19億6,321万1,000円を計上しています。

後期高齢者医療特別会計は、医療費の増などにより、全体で5.1%増の2億8,282万2,000円を計上しています。

水道事業会計は、津呂権現・大谷統合簡易水道事業費1億4,134万5,000円をはじめ、投資的経費が対前年度比2億8,105万3,000円の増となったことにより、資本的支出では対前年度比68%増の6億7,011万4,000円を計上しています。

指定介護老人福祉施設事業、介護サービス事業、再生可能エネルギー事業特別会計につきましては、ほぼ昨年並みの予算計上としております。

以上が、平成28年度当初予算案についての概要であります。

続きまして、補正予算についてであります。

平成27年度一般会計補正予算（第5号）は、人事院勧告による給料等の引き上げに伴う人件費補正と年金生活者等支援臨時給付金給付事業の計1億1,713万6,000円を増額するものであります。

また、特別会計の水道事業会計補正予算（第2号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、介護保険特別会計補正予算（第3号）、指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）、介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、人事院勧告による人件費補正によるものであります。

なお、人事院勧告に伴う給料等の差額支給は、年度内に行う必要があることと、年金生活者等支援臨時給付金は、4月からの受付開始を予定しているため、早急に事務作業を行う必要があることから、ただ今ご説明申し上げました、平成27年度一般会計補正予算（第5号）及び特別会計7件につきましては、本日、先議をお願いするものであります。

平成27年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の補正予算に伴う地方創生関連事業や生活バス路線運行維持費補助金、早期退職者等の退職手当追加分などの追加経費のほか、決算見込みによる減額等により、総額2億9,655万8,000円の減額補正となっております。

特別会計では、決算見込み等により、国民健康保険事業特別会計（第3号）をはじめ、介護保険特別会計補正予算（第4号）、指定介護老人福祉施設事業特別会計（第4号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を提出しているところであります。

続きまして、条例議案等についてであります。

報告第2号から第5号までの4件につきましては、法改正に伴い、関連する条例の一部改正について専決処分した報告であります。

議案第24号は、冒頭でもご説明させていただきましたが、本市条例の最高規範としての位

置づけとなる、「土佐清水市みんなでまちづくり条例」の制定についてであります。

議案第25号は、既存の土佐清水市文化財保護条例につきまして、高知県文化財保護条例等を参考に、全部改正するものであります。

議案第26号から第28号までの3件につきましては、人事院勧告に伴う条例改正で、先ほどの補正予算案8件と同様、この条例案3件につきましても、本日、先議をお願いするものであります。

議案第29号は、地方公務員法等の改正に伴う条例改正であります。

議案第30号から第33号までの4件につきましては、行政不服審査法が本年4月から施行されたことに伴う条例改正であります。

議案第34号は、総務省令の改正に伴う条例改正であります。

議案第35号は、消防団員の定数減と火災出動手当の新設に伴う条例改正であります。

議案第36号は、しおさい施設内に設置していた在宅介護支援センターにつきまして、平成28年4月のしおさい無償譲渡にあわせ、使用目的を変更することに伴い条例を廃止するものであります。

議案第37号は、既存の教育集会所につきまして、老朽化による施設の解体撤去及び普通財産への所管替え等に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第38号は、訴えの提起につきまして、議決を求めるもので、金額が専決処分の規定を超過するため、本会議に上程するものであります。

議案第39号及び第40号につきましては、高知県市町村総合事務組合から脱退する組織が生じたことに伴い、同組合規約の改正と財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号は、第七次土佐清水市総合振興計画につきまして、議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づき、基本構想と基本計画について、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号は、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長に伴い、土佐清水市過疎地域自立促進計画につきまして、議会の議決を求めるものであります。

最後に、ご寄附のご報告をさせていただきます。

本年2月25日、^{ますますはんじょうのかい}「二升五合会」様から、社会福祉に役立ててほしいと、2万4,985円のご寄附をいただきました。目的に沿って大切に使用させていただきます。この場をおかりいたしまして、厚く感謝申し上げます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（森 一美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」及び議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」の議案3件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君登壇）

○企画財政課長（早川 聡君） おはようございます。

議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の14ページをお開きください。

はじめに、各目に計上いたしました2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う人件費に係るものですので、説明は省略させていただきます。

16ページをお願いします。

3款1項7目介護保険対策費、28節繰出金40万6,000円は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費として、介護保険特別会計へ繰り出しをするものであります。

9目臨時福祉給付費につきましては、「1億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げに恩恵が及びにくい低年金者受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点などの理由により、また平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者向けの給付金を支給するものであります。対象は平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者で、1人につき3万円が支給されます。

3節職員手当等から14節使用料及び賃借料までの合わせて622万1,000円は、事務費として、19節負担金、補助及び交付金1億161万円は、年金生活者等支援臨時福祉給付費を計上しています。給付金及び事務費につきましては、全額、国庫補助金として交付されます。詳細は「予算審議における事業説明書」1ページをご参照ください。

17ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、2 8 節繰出金 3 7 万 6, 0 0 0 円は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費として、国民健康保険事業特別会計へ繰り出しするものです。

3 目健康増進事業費、2 8 節繰出金 4 万 7, 0 0 0 円は、同じく人事院勧告による給与改定に伴う人件費として、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

1 3 ページをお願いします。

1 3 款 2 項 2 目民生費補助金 1 億 7 8 3 万 1, 0 0 0 円は、歳出で説明いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の特定財源として計上しております。

1 8 款 1 項 1 目繰越金 9 3 0 万 5, 0 0 0 円は、歳出予算の一般財源として計上しております。9 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費補正につきましては、「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業」について、申請や支給が 4 月以降になることなどから、1 億 7 8 3 万 1, 0 0 0 円を限度として、繰越明許費を設定するものであります。

1 ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 7 1 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額は 1 1 6 億 7, 8 0 4 万 1, 0 0 0 円となります。

以上で、議案第 3 号「平成 2 7 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）」の説明を終わります。

次に、議案第 4 号「平成 2 7 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 6 号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の 2 0 ページをお開きください。

なお、当該補正予算につきましては、国の補正予算に関連した追加のほか、本年度事業の決算見込みによる減額などを計上しておりまして、減額予算については決算見込みということで説明を省略させていただきます。よろしくをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 6, 3 3 8 万 4, 0 0 0 円は、退職手当を追加計上しています。

7 目企画振興費、1 9 節負担金、補助及び交付金 1, 4 6 9 万 3, 0 0 0 円のうち、「生活バス路線」の平成 2 6 年度 1 0 月から 1 年間の運行に係る決算に伴いまして、「生活バス路線運行維持費補助金」1, 9 5 4 万 2, 0 0 0 円を計上しています。

2 5 節積立金 1 8 0 万円は、ふるさと元気寄附金を基金へ積み立てるものです。なお、2 月末現在における、本年度寄附金の現状は、延べ 1 5 4 件、3 7 3 万 3, 7 0 0 円となっております。

す。

23ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、25節積立金15万円は、土佐清水市連合婦人会様から5万円、土佐清水商工会議所会員親睦ゴルフコンペ参加者一同様から10万円を、それぞれ社会福祉のためとして寄附金をいただいております、地域福祉基金へ積み立てをするものです。

24ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料、子ども・子育て支援制度管理システム回収業務委託97万2,000円は、法改正に伴う多子世帯、ひとり親世帯等の利用者負担金の負担の軽減措置に関する既存システムの改修経費を計上しており、全額を平成28年度へ繰り越すものです。財源につきましては、国の補正予算に関連した国庫補助金2分の1を見込んでおります。

25ページをお願いします。

4款1項3目健康増進事業費、28節繰出金99万9,000円は、保険基盤安定負担金の保険料軽減分の決算見込みに伴い、追加分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出しをするものです。財源につきましては、県負担金4分の3を見込んでおります。

26ページから27ページをお願いします。

5款3項2目水産振興費、13節委託料から19節負担金、補助及び交付金の合わせて6,921万6,000円は、国の「地方創生加速化交付金」を活用して、「担い手の確保と原材料の確保・増産」、「活魚・鮮魚輸送体制の確立及びドレッシング増産による販路拡大と販売促進」、「移住促進」などを図ることを目的に、「さかなのまち土佐清水の生産・雇用拡大事業」として実施をするもので、13節委託料には、移住促進に係る移住相談PRポスター・パンフレット等作成経費150万円を、19節負担金、補助及び交付金には、高知県漁業協同組合を事業主体に、「活魚槽装備車両導入費」や、「新規就業者雇用支援費」、「活魚等調達対策費」、「移住促進に係る経費」など、4,468万5,000円、株式会社土佐清水元気プロジェクトを事業主体に、「ドレッシング生産ライン整備等経費」や、「雇成型漁業担い手育成経費」、「海外市場向け販路開拓経費」、「移住促進に係る経費」など、2,203万1,000円、市内の農産物生産組合等を実施主体に、「地元農産物原料市内生産体制整備経費」として100万円の合わせて6,771万6,000円を計上しています。財源につきましては、国の補正予算に関連した交付金100%を見込んでおり、全額を平成28年度へ繰り越すものであります。詳細は、「予算審議における事業説明書」3ページをご参照ください。

この国の補正予算の中で創設されました「地方創生加速化交付金」につきましては、各地方公共団体においてそれぞれの総合戦略に位置づけられた事業であって、地域のしごと創生に重

点を置きつつ、1億総活躍社会実現に向けた緊急対策に資する効果の発現が高い分野を対象とされておりまして、1市町村当たり2事業、事業費8,000万円が限度となっております。

本市といたしましては、後ほど説明いたします、幡多広域観光協議会運営費負担金976万2,000円を合わせ、2事業7,897万8,000円を国へ要望しております。

23節償還金、利子及び割引料、種子島周辺漁業対策事業補助金返還金45万円は、平成23年度に高知県漁業協同組合が実施した衛星通信基金設置事業の所有者が、平成25年11月に外国籍船との衝突事故により、漁船が沈没し、現在でも賠償裁判中であることから、財産処分の手続き等を保留しておりましたが、他県の会計検査で同様の事例について指摘をされたことを受けまして、早期に財産処分手続を行い、補助見合いの残存価格分を県へ返還するものであります。

28ページをお願いします。

6款1項3目観光振興費、19節負担金、補助及び交付金、幡多広域観光協議会運営費負担金976万2,000円は、先ほど触れさせていただきましたが、国の「地方創生加速化交付金」を活用して実施をするもので、幡多6市町村と4市町の観光協会が連携を密にしながら、「教育旅行」、「スポーツツーリズム」、「国際観光」、「一般旅行」、「体制強化」に関する取り組みを推進し、さらなる観光客の誘致、幡多広域エリアの経済発展及び地域振興を図ることを目的に、総事業費4,400万円のうち、本市負担分を追加計上するものであります。財源につきましては、国の補正予算に関連した国庫交付金100%を見込んでおり、全額平成28年度へ繰り越すものであります。

30ページをお願いします。

8款1項6目災害対策費、25節積立金3,894万3,000円は、防災対策加速化基金への積立金としまして、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を積み立てするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

14ページをお願いします。

11款1項分担金から17ページ、14款3項県委託金までは、歳出予算の財源としまして、その負担率、補助率などに基づく計上のほか、各事業の決算見込みに伴う減額計上となります。

17ページをお願いします。

16款1項寄附金につきましては、1目総務費寄附金180万円は、ふるさと元気寄附金の実績見込みによる特定財源として、2目社会福祉寄附金15万円は、先ほど説明いたしました地域福祉基金への積立金の特定財源として計上しております。

18ページから19ページをお願いします。

17款1項基金繰入金につきましては、3目財政調整基金繰入金1,633万8,000円の減

額、防災倉庫及び防災拠点施設の備蓄食糧の財源として、4目防災対策加速化基金繰入金424万円をしています。

19款3項6目土木費貸付金収入3億円の減額は、清水第三土地区画整理組合への貸付金の減額に伴うものであります。

4項1目雑入46万円は、種子島周辺漁業対策事業費補助金返還金を計上しています。

20款1項市債につきましては、国の補正予算関連事業への充当として、1目総務債に620万円、退職手当の財源として11目退職手当債3,650万円を計上しています。

そのほかの市債につきましては、起債事業の減額に伴った減額計上となります。

9ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、国の補正予算等に関連した追加事業のほか、年度内完成を見込めない追加事業21事業について、繰越予算の限度額を定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正は、既定の地方債の借入限度額について変更するものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,655万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113億8,148万3,000円となります。

以上で、議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。

○副議長（森 一美君） 議案説明の途中ではありますが、この際、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時11分 再 開

○副議長（森 一美君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君登壇）

○企画財政課長（早川 聡君） 次に、議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」ご説明いたします。

歳出から説明いたします。

43ページから44ページをお願いします。

7目企画振興費につきまして、8節報償費115万円のうち50万円、9節旅費57万6,000円のうち22万8,000円、11節需用費23万円のうち10万円、12節役務費

13万2,000円のうち4万9,000円、14節使用料及び賃借料29万3,000円のうち10万円の合わせて97万7,000円は、人口減少により地域の担い手が不足する中、県内外から講師を招聘し、座学や地域のフィールドワークを通して、新たな視点で地域を見つめ直し、地域のお宝（魅力）を発見するとともに、磨き上げができる人材を育成、発掘することを目的に、地域の頑張る人づくり事業を実施するものです。財源につきましては、県補助金を見込んでおります。

詳細は「予算審議における事業説明書」、4ページをご参照ください。

8節報償費115万円のうち5万円、9節旅費57万6,000円のうち3万8,000円、14節使用料及び賃借料29万3,000円のうち6,000円の合わせて9万4,000円は、晩婚化や未婚化が広がりを見せる中、加速度的に進む人口減少対策の一環として、出会いから結婚までをトータルでサポートできる、地域のお世話役としての「出会いサポーター」を養成する経費を計上しています。

詳細は「予算審議における事業説明書」、3ページをご参照ください。

13節委託料926万6,000円のうち、出会いのきっかけ応援事業30万円は、出会いの場を提供するため、行政と民間の有志によりイベント等を開催する委託費を計上しています。

詳細は「予算審議における事業説明書」、5ページをご参照ください。

また、地域公共交通再編事業496万円6,000円は幹線を走る路線バス、廃止路線代替バス、平成25年度から運行を開始しているデマンド交通や、交通空白地有償運送、さらにはスクールバスを含め、運行形態の効率化や利便性の向上が求められていることから、地域住民に対するアンケート調査等の実施や、地域公共交通協議会での議論などを踏まえ、公共交通再編計画を策定するものであります。

財源につきましては、県補助金3分の2を見込んでおります。

詳細は「予算審議における事業説明書」7ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金5,589万7,000円のうち、集落整備事業補助金31万6,000円は、坂井地区の集会所を改修する事業費の2分の1を補助するものであります。

40ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費につきましては、13節委託料931万9,000円のうち、法改正対応支援業務205万2,000円は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行され、マイナンバーに関する例規の整備を行ってきておりますが、今後においても番号法の改正に伴う条例改正などが想定されており、例規の正確性の確保及び円滑な作業工程を確保することを目的に、また、マイナンバーに係る職員研修を合わせて実施するための「マイナンバー導入に伴う安全管理措置対応」の支援業務委託をするもので

あります。詳細は「予算審議における事業説明書」1ページをご参照ください。

41ページをお願いします。

2目人事管理費につきまして、12節150万9,000円のうち、18万9,000円、13節委託料285万6,000円のうち、37万8,000円の合わせて56万7,000円は、労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回、ストレスチェックを全ての労働者に対して実施することが義務づけられたことから、職員のメンタルヘルスの不調の未然の防止と職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的に、ストレスチェック業務委託及び職員の希望に応じて、産業医の面談等を実施するものであります。詳細は「予算審議における事業説明書」2ページをご参照ください。

43ページから44ページをお願いします。

19節負担金、補助及び交付金のうち、土佐くろしお鉄道経営助成基金負担金は、平成25年度から5カ年間の経営助成基金造成計画に基づき、負担をしておりますが、さきの総務文教、産業厚生常任委員会でご報告いたしましたとおり、平成26年度決算に基づき、平成29年度までの収支見通しを検証したところ、「燃料単価の高騰」や「高速道路延伸の影響」等により、利用者数が大きく減少しており、第4次造成計画の積み増しが必要となったことから、前年度より550万円増の1,650万円を計上しております。

46ページをお願いします。

11目情報企画費につきまして、13節委託料1,908万1,000円のうち、消防と本庁間の情報インフラを高速化することで、本市の災害・防災拠点施設としてのインターネットによる情報収集や、行政情報ネットワークの高速化による事務の効率化を図る目的で、土佐清水市消防署行政情報ネットワーク回線高速化業務委託費308万5,000円を計上しています。

47ページから48ページをお願いします。

12目がんばる地方推進費につきまして、三崎地区及び下川口地区振興担当、移住促進担当など、企画財政課所管の地域おこし協力隊事業に係る隊員8名の人件費、活動費並びに募集経費として2,544万5,000円を計上しております。

なお、地域おこし協力隊の人件費及び活動費につきましては、1人当たり400万円を上限に、また募集経費は1団体当たり200万円を上限に特別交付税措置が見込まれます。

4節共済費、398万8,000円のうち62万3,000円、7節賃金415万3,000円、8節報償費12万円、9節旅費528万1,000円のうち、153万8,000円、11節需用費266万2,000円のうち4万6,000円、14節使用料及び賃借料525万5,000円のうち15万8,000円の合わせて663万8,000円は、移住相談員2名分の人件費及び県外

での移住相談会等参加旅費、移住体験ツアーの開催など、移住促進関係費を計上しています。財源につきましては、補助対象経費の2分の1及び移住相談員1人当たり100万円の県補助金を見込んでおります。

9節旅費528万1,000円のうち42万円、11節需用費266万2,000円のうち4万円、12節役務費113万円のうち4万円、14節使用料及び賃借料525万5,000円のうち50万円の合わせて100万円は、地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活・福祉・産業・防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みである「集落活動センター」の設立を推進するための経費を計上しています。財源につきましては、県補助金2分の1を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」8ページをご参照ください。

13節委託料172万6,000円のうち145万8,000円、15節工事請負費507万6,000円の合わせて653万4,000円は、本市の豊かな自然環境や遊休施設等を活用して、新たなビジネスの創業、起業を目指す方や、都会からのサテライトオフィス開設を希望される企業の支援をすることにより、交流人口の拡大や地域活性化を図るため、旧清水保育所の一部をシェアオフィスとして整備をするための経費を計上しています。財源につきましては、国庫補助金2分の1、県補助金4分の1を見込んでおります。詳細は、「予算審議における事業説明書」9ページをご参照ください。

また、19節負担金、補助及び交付金448万円のうち、移住促進支援事業補助金200万円は、移住者向け住宅改修及び荷物処分等の経費補助として、2戸分を計上しています。これまで補助率2分の1、限度額50万円としておりましたが、限度額を100万円に増額し、移住促進を強化することとしております。

地域おこし協力隊起業支援事業補助金200万円は、地域おこし協力隊が市内で起業し、かつ、その事業内容が市の活性化に資することを要件に、任期終了の1年前から就労後1年以内の者に対し、100万円を限度額に補助対象経費の10分の10を補助するものであります。財源につきましては、1人当たり100万円を上限に、特別交付税措置が見込まれます。

詳細は「予算審議における事業説明書」10ページをご参照ください。

49ページをお願いします。

2款2項1目賦課費につきましては、13節委託料443万3,000円は、平成30年度の固定資産税評価替えに向け、標準値125地点のうち、公示地点の4地点と地価調査地点の7地点を除いた114地点を不動産鑑定士に鑑定委託を行うものであります。

56ページから57ページをお願いします。

3款1項2目障害者福祉費につきまして、13節委託料2,230万8,000円のうち、あったかふれあいセンター“きずなの家”及び3市民センターで実施する「あったかふれあいセンター事業」に2,193万4,000円を計上しています。

また、20節扶助費には、更生医療費1,496万5,000円など、3億9,739万3,000円を計上しています。

58ページをお願いします。

4目福祉医療費につきまして、引き続き中学校卒業までの医療費無料化の実施に関する予算を主に、20節扶助費に8,143万3,000円を計上しています。

60ページから62ページをお願いします。

7目介護保険対策費につきまして、11節需用費13万3,000円、12節役務費126万9,000円、13節委託料329万6,000円のあわせて469万8,000円は、次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に備え、国の生活圈域ニーズ把握手法の調査項目を基本に、ニーズ調査の実施、調査結果の集計、分析を行う経費を計上しています。

19節負担金、補助及び交付金に低所得者に対する居宅サービス費利用者負担額を減額するための「介護保険利用者負担額助成金」846万円など、987万8,000円、また28節繰出金には、介護保険特別会計繰出金など、2億8,208万4,000円を計上しました。

8目社会長寿費につきまして、18節備品購入費、地域介護福祉空間整備推進事業324万円は、運動教室やいきいきサロンなどの介護予防事業を実施している区長場などの介護予防拠点施設に事業実施に必要なテレビ、DVD等を整備するものであります。財源につきましては、国庫補助金の補助単価（上限）300万円を見込んでおります。

詳細は「予算審議における事業説明書」11ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金1億167万3,000円のうち、介護予防拠点整備事業費補助金8,500万円は、昨年度に引き続き、今後10年以上、いきいきサロンや運動教室などで活用が見込まれる区長場や集会所等について、耐震やバリアフリー化などの改修を行う補助として、1カ所当たり850万円、10カ所分を計上しました。財源については、県補助金100%を見込んでおります。

また、28節繰出金には、介護予防・日常生活支援総合事業分などの介護保険特別会計繰出金1,966万1,000円を計上しました。

9目臨時福祉給付費につきまして、平成27年度に引き続いて、税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するための「簡素な給付措置」を実施するもので、対象は市町村民税が課税されないもので、市町村民税課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保険者等を除き、1人につき3,000円が支給されます。あわせて、先ほど

説明いたしました「年金生活者等臨時福祉給付金」と同様の理由により、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給するものであります。詳細は、平成28年度簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を支給している者で、一人につき3万円が支給されます。

ただし、平成27年度一般会計補正予算（第5号）で計上いたしました「低所得の高齢者向けの給付金」の支給対象者は除かれます。

3節職員手当等から14節使用料及び賃借料までの合わせて866万2,000円は、事務費として19節負担金、補助及び交付金2,292万円のうち、簡素な給付措置の臨時福祉給付金に1,380万円、「年金生活者等臨時福祉給付金」に912万円を計上しています。給付金及び事務費については、全額国庫補助金として交付されます。

63ページから64ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費につきまして、19節負担金、補助及び交付金に認定こども園への給付費として、「子どものための教育、保育給付（施設型給付）」5,793万1,000円や、保育所等産休代替職員雇用事業費補助金37万7,000円など、6,073万1,000円、また、20節扶助費には、昨年度から子育て世帯の経済的な負担を軽減する目的で、本市に出生届を出した新生児を養育する親等に「紙おむつ購入支援券」を配布しておりますが、新たに粉ミルクの購入支援を追加して実施をする「赤ちゃん紙おむつ・粉ミルク購入支援事業」264万円など、1億4,243万5,000円を計上しています。

65ページをお願いします。

2目保育所運営費につきまして、19節負担金、補助及び交付金1億8,624万6,000円のうち、保育所への給付費として、「子どものための教育・保育給付（施設型給付）」1億8,557万3,000円を計上いたしました。

67ページをお願いします。

3款3項1目生活保護総務費につきまして、13節委託料1,232万5,000円のうち、生活困窮者に対して、就労その他の自立支援を目的とし、相談・情報提供などを行う生活困窮者自立相談支援事業に808万2,000円を計上しています。財源につきましては、基準額の4分の3の国庫負担金を見込んでおります。

68ページから70ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費につきまして、8節報償費187万円のうち100万円、9節旅費175万円のうち6万1,000円、11節需用費117万7,000円のうち2万2,000円の合わせて108万3,000円は、健康づくり推進委員や食生活改善推進員による訪問の受診勧奨を行い、特定健診やガン検診の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善

を行い、健康寿命の延伸とジェネリック医薬品の理解を促し、医療費の削減を図る目的に、「健康づくり団体連携促進事業」を実施するものであります

詳細は、「予算審議における事業説明書」12ページをご参照ください。

9節旅費175万円のうち、144万3,000円、12節役務費169万円のうち146万1,000円、14節使用料及び賃借料168万1,000円のうち20万1,000円の合わせて310万5,000円は、無医地区解消のため、本市へ医師を招致することを目的に、医師募集・視察勧誘を兼ねた医療業界紙や釣り雑誌への広告掲載と、本市への医師の視察ツアーなど、「医師確保推進事業」を実施するものであります。

11節需用費117万7,000円のうち39万円は、40歳以上の特定健診やガン検診の受診者を対象に、ポイントカードを配布し、ポイントが貯まると健康グッズを贈呈することにより、受診者に対し、検診への積極的な参加を促し、健康への関心を高めることを目的に、「健（検）診健康ポイント事業」を実施する経費を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」13ページをご参照ください。

11節需用費117万7,000円のうち3,000円、役務費169万円のうち2万5,000円、13節委託料770万円のうち22万7,000円の合わせて25万5,000円は、糖尿病患者と境界域の方を対象に、健康意識と自己管理能力を向上させ、糖尿病の予防と重症化予防をすることで、新規人工透析患者をふやさないことを目的に、血液検査及び健康指導など、「糖尿病予防事業」を実施することで、平成23年度から国保加入者に対しては実施しておりますが、新たに、平成28年度より国保加入者以外の方を対象にするものであります。

詳細は「予算審議における事業説明書」14ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金438万9,000円のうち、新生児聴覚検査事業負担金38万8,000円は、子どもの聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置が講じられるようにすることを目的として、出生後2日から4日までの間に入院中の産科医療機関において、新生児聴覚検査を実施し、その実績に応じ、検査料を負担するものであります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」16ページをご参照ください。

また、骨髄移植ドナー助成事業補助金30万円は、骨髄末梢血管細胞を提供した方の経済的負担を軽減し、ドナー登録の一層の拡大及びドナーが骨髄を提供しやすい環境の整備を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方に対して助成金を交付するものであります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」15ページをご参照ください。

このほか、28節繰出金に国民健康保険事業特別会計及び水道事業会計への繰出金として、2億6,229万7,000円を計上しています。

75ページから77ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費につきまして、19節負担金、補助及び交付金8,405万6,000円のうち、主なものとしまして、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、農業の多面的機能の確保を図るための「中山間地域等直接支払制度交付金」に2,131万3,000円を計上しています。

平成28年度より現在、多面的機能支払制度に取り組んでいる組織で、高齢化率が40%以上の地域等の要件を満たした集落も対象となることから、新たに9組織が追加となります。

三崎西ノ川地区にある耕作放棄地を再生利用し、農地の有効活用と、今後においても農地として維持をする目的に、耕作者に対して活動経費を支援する耕作放棄地再生利用交付金に151万7,000円、農業の担い手・後継者対策として、農業経営を目指す研修機関や農業経営の開始直後の一定期間を支援する「新規就農支援事業給付金」に690万円、集落営農をさらに推進し、規模拡大や経営安定化など、組織育成を図るため、「ふぁー夢宗呂川」や「三崎農業集団」、「斧積営農組合」など、集落営農組織への農業機械導入を支援する「集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金」に886万8,000円、南海トラフ地震に備え、園芸用燃料タンクの転倒・流出による二次災害の発生リスクを軽減するため、流出防止装置付燃料タンク、防油堤の整備を支援する「園芸用燃料タンク対策事業費補助金」300万円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」19ページをご参照ください。

担い手・後継者不足が深刻化している中、地域で中心となる経営体の確保、育成を目的として、農業経営の法人化及び集落営農の組織化の取り組みに対して支援する「担い手経営発展支援事業費補助金」80万円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」20ページをご参照ください。

78ページから79ページをお願いします。

5款2項2目林業振興費につきまして、13節委託料1,114万8,000円のうち、「市有林造林事業」943万6,000円は、森の工場実施計画及び森林経営計画等に沿った市有林の整備として、斧積地区の竹平山ほか1カ所の搬出間伐等を行うものであります。

19節負担金、補助及び交付金1,437万6,000円のうち、「市産材使用住宅建築助成事業費補助金」300万円は、市産材を活用し、かつ市内の建築業者によって住宅を建築する場合、その木材の購入に要する経費に対して、30万円を限度として助成するもので、林業振興及び地域経済の活性化を図るものであります。

3目鳥獣対策費につきまして、中山間集落保全担当の地域おこし協力隊事業に係る隊員2名の人件費並びに活動経費として713万6,000円を計上しています。

財源につきましては、特別交付税措置が見込まれます。

3節報償費2,804万7,000円は、シカ・イノシシ・猿・カラスの捕獲報償金として、単独事業分の1,018万円、平成25年度から3年間、シカ・イノシシのみ上乘せする「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の1,130万7,000円及び「シカ個体数調整事業」の656万円を合わせたものとなります。

なお、単独事業分の猿捕獲報償金につきましては、1頭当たり1万5,000円から3万円に増額し、有害鳥獣対策の強化を図ることとしております。

81ページから82ページをお願いします。

5款3項2目水産振興費につきまして、19節負担金、補助及び交付金8,301万9,000円のうち、主なものとして、「種子島周辺漁業対策事業補助金」1,601万3,000円は、高知県漁協下ノ加江支所の市場・水揚げ荷捌き施設の改修に1,084万9,000円、まぐろ・かつお船に設置する各種魚労レーダー等の整備及び通信データサービス利用料に516万4,000円となります。「新規漁業就業者支援事業費補助金」3,363万2,000円は、9名分の研修生活支援、技術者への報酬、漁船リース等への支援となります。

「担い手育成団体支援事業費補助金」1,517万4,000円は、漁業生産量の維持・増大と後継者となる担い手の確保を目的に、従来の就業者対策に加えて、漁業生産に加入している民間企業や漁協が行う漁業の担い手の育成を支援するもので、研修生及び指導者の雇用に係る経費等を補助するものであります。

「水産多面的機能発揮対策支援交付金」189万8,000円は、環境生態系の維持回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援するため、高知県環境生態系保全対策協議会に各活動団体が行う活動費を交付するものであります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」22ページをご参照ください。

21節貸付金3,000万円は、年間を通したメジカ原魚の確保を目的に、土佐清水市メジカ需給調整対策協議会に原魚の買入れ資金として貸付を行うものであります。

24節投資及び出資金3,000万円は、本年1月に第三セクター「土佐食株式会社」と「株式会社土佐清水元気プロジェクト」の再編及び両者の全株式移転により、共同株式会社「土佐清水ホールディングス株式会社」が設立され、今後において新たな事業子会社を設立し、グループ全体で本市の産業課題解決に向けた取り組みを展開することとなります。今後の事業展開に当たって、特に事業子会社の設立に対し、資金基盤の安定及び設立費用等が必要となることから、「土佐清水ホールディングス株式会社」に対して、出資（増資）をするものであります。財源につきましては、過疎対策事業債を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」23ページをご参照ください。

83ページから84ページをお願いします。

6款1項1目商工振興費につきまして、地産外商推進担当の地域おこし協力隊事業に係る隊員1名の人件費並びに活動経費として400万円を計上しております。財源につきましては、特別交付税が見込まれます。

13節委託料、ふるさと直送便事業480万円は、本市の特産品を総合的に発信することによって、土佐清水の魅力をまるごと発信し、地産外商の推進を図ることを目的に、昨年度に引き続き、足摺・竜串ごまあな便の取り組みを実施するものです。

19節負担金、補助及び交付金844万8,000円のうち、みんなの買い物支援事業費補助金304万6,000円は、がんばろう屋運営協議会が、高齢者をはじめとする買い物弱者への宅配・配達事業を実施するため補助するものであります。

85ページから86ページをお願いします。

3目観光振興費につきまして、13節委託料1,885万3,000円のうち、爪白キャンプ場等基本計画策定事業584万9,000円は、爪白キャンプ場や唐人駄場園地について、全国から観光客を誘致できるキャンプ場として整備を検討するために、全国的なブランド力を持つ企業の1つである株式会社スノーピークへ委託し、基本計画を策定するものです。財源につきましては、県補助金2分の1を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」26ページをご参照ください。

観光マスタープラン策定事業807万9,000円は、本市の観光資源の活用について、観光産業のみならず、観光産業のもつ即効性や波及性を市民に実感できるものとするため、また、他の産業との連携やインバウンド対策など、戦略的観光産業とするための基本計画を策定するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債ソフト分を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」27ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金4,947万9,000円のうち、「しまんと・あしずり号運行事業負担金」394万3,000円は、四万十川の遊覧、かわら散策や足摺岬ガイドツアー、竜串・見残し散策など、四万十・竜串エリアを周遊する観光バスを運行し、広域観光と二次交通の確保、観光客の誘客を図るものであります。財源につきましては、総事業費から事業収入を差し引いた残りを高知県四万十市、土佐清水市が各3分の1を負担することとなります。

「観光客誘客促進事業補助金」1,560万円は、足摺きらりや椿まつりなどのイベント開催事業、大阪、東京などへのキャラバンによる団体客誘客事業、団体客誘致促進のためのインセンティブ助成事業、また、ふるさと旅行券発行事業を発展的に展開することにより、観光産業の地域経済への波及を効果的にもたすことができるよう、プレミアム旅行券発行事業を引き続き実施するものです。財源につきましては、過疎対策事業債ソフト分を見込んでおります。

「観光インターンシップ推進事業費補助金」58万円は、訪日外国人が急速に増加してきており、今後の増加も十分に期待できることから、外国人大学生によるインターンシップ制度を活用して、受け入れ側の外国人対応能力の向上とインターン生によるSNS等での口コミによる情報発信を図ることを目的に、去る3月2日にインターンシップ協定を締結した「台湾台北城市科技大学」からのインターンシップ生の交通費等を支援するものであります。

「足摺ヤブツバキ再生プロジェクト事業補助金」40万円は、メダケの浸食等により壊滅の恐れのある足摺岬のヤブツバキについて、植樹区域を選定のうえ、メダケの除去作業を行いながら土壌改良を図るとともに、足摺に自生する樹木の種から、苗木を育成し植樹をする経費を補助するものであります。詳細は、「予算審議における事業説明書」28ページをご参照ください。

87ページから88ページをお願いします。

4目観光商工施設費につきまして、19節負担金、補助及び交付金、「ジョン万次郎生家維持管理費補助金」39万2,000円は、中浜地区にある「ジョン万次郎生家」の保存及び管理を行うための経費を助成するものです。

詳細は、予算審議における事業説明書29ページをご参照ください。

5目ジオパーク推進費につきまして、ジオパーク推進担当の地域おこし協力隊事業に係る隊員1名の人件費並びに活動経費として398万8,000円を計上しております。財源につきましては、特別交付税措置が見込まれます。

19節負担金、補助及び交付金1,091万1,000円のうち、「土佐清水ジオパーク推進協議会補助金」1,064万3,000円は、本市の貴重な地質資産を保護・保全しながら、学術的な価値を確かなものとしていくとともに、教育や観光等に役立てる場として、環境整備を行い、日本ジオパーク認定に向け、地域が一体となって活動していく必要があることから、教育・研究活動、PR・宣伝活動、地域の発展をジオツアー及び国際対応、事務費等の経費を補助するものであります。

財源につきましては、補助対象経費の2分の1の県補助金を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」30ページをご参照ください。

91ページをお願いします。

7款2項1目道路新設改良費につきまして、13節委託料1億2,456万6,000円のうち、1億2,329万2,000円には、社会資本整備交付金事業で実施する市道橋定期点検のほか、下ノ加江橋、久百々橋など、市道橋、城ノ峯隧道の修繕等、実施設計業務委託費などを計上しています。

15節工事請負費には、社会資本整備交付金事業で実施する「市道市場寿汐見線」、「市道

グリーンハイツ 8 号線等」、「市道三崎斧積上野線」など、合わせて市道 10 路線の改良工事 1 億 7,100 万円、「市道改良単独工事」6,170 万円の合わせて 2 億 3,270 万円を計上しました。

93 ページから 94 ページをお願いします。

7 款 4 項 3 目清水第 3 土地区画整理費につきまして、区画整理事業の平成 29 年度完成に向け、19 節負担金、補助及び交付金に 1 億 2,990 万 4,000 円、21 節貸付金に 1 億 7,880 万 7,000 円を計上しました。

4 目地籍調査費につきまして、有永及び三崎の一部地区の現地調査等に 2,323 万 8,000 円を計上しています。

97 ページをお願いします。

8 款 1 項 3 目非常備消防費につきまして、8 節報償費 150 万円のうち 60 万円は、現在、消防団員が市長または消防団長の招集により、風水害等で出動した場合は、水防出動手当として 1 人当たり 3,000 円を支給しておりますが、新たに火災による出動に際しても、火災出動手当として 1 人当たり 3,000 円を新設することとしております。

98 ページをお願いします。

4 目消防施設費につきまして、11 節需用費 531 万 5,000 円のうち 250 万円、13 節委託料 739 万 9,000 円のうち 486 万 5,000 円、15 節工事請負費 3,894 万 3,000 円の合わせて 4,630 万 8,000 円は、南海トラフ地震発災時において、発災初期の人命救助等の応急活動が重要となりますが、特に孤立が予想される本市では、消防車両などの燃料不足が想定され、また、燃料供給にも時間を要する恐れがあることから、災害用自家給油設備の新設整備と燃料備蓄を行うものです。

財源につきましては、県補助金 2 分の 1 及び緊急防災減災事業債を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」31 ページをご参照ください。

99 ページから 101 ページをお願いします。

6 目災害対策費につきまして、11 節需用費 3,073 万 3,000 円のうち、非常時に備えた備蓄用食糧 8,960 食分の購入費 453 万円、各自主防災組織に配備している防災倉庫の備蓄品 13 カ所分 67 万 4,000 円、防災拠点施設用の備蓄品 3 カ所分 2,123 万 4,000 円を消耗品費に計上しています。

13 節委託料 4,420 万 9,000 円のうち、大規模災害の発生に備え、応急期の避難者収容体制、遺体処理体制、廃棄物処理体制、仮設住宅建設体制、ライフライン早期復旧活動体制等を整備するための応急期機能配置計画策定業務 818 万 7,000 円を計上しています。

詳細は、予算審議における事業説明書 32 ページをご参照ください。

適切な管理が行われていない空き家等の調査を実施し、調査結果をもとにデータベース化を行い、今後における空き家等対策計画の策定を含め、本市の空き家等対策を推進するための「空き家地図情報作成業務」59万円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」33ページをご参照ください。

土佐清水市総合公園内に救急ヘリコプター用の燃料備蓄倉庫を設置することで、災害時におけるの救援・救助活動、県内外の病院への負傷者搬送等、迅速かつ機動的な活動体制の充実を図るための「救急ヘリコプター用燃料備蓄倉庫設計業務」34万2,000円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」34ページをご参照ください。

また、旧町単位で防災拠点施設を整備することで、市内で不足する二次避難所の増加を図るとともに、食料等の備蓄品の分散備蓄を図るための「下ノ加江地区防災拠点施設設計業務」1,566万7,000円を計上しています。財源につきましては、緊急防災減災事業債を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」36ページをご参照ください。

15節工事請負費6,561万4,000円のうち、津波避難路等整備工事6,366万円は津波避難路の整備、太陽光発電式避難誘導灯整備及び防災備蓄倉庫の設置工事費を計上しています。

また、救急ヘリコプター用燃料備蓄倉庫建築工事に107万9,000円、消防署衛星携帯電話用アンテナ設置工事に87万5,000円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」37ページをご参照ください。

17節公有財産購入費2,023万8,000円は、下ノ加江地区防災拠点施設建設に係る用地購入費を計上しています。財源につきましては、緊急防災減災事業債を見込んでおります。

18節備品購入費502万円のうち、災害避難用中型テントや避難所用ラジオなどの地域防災拠点施設用備蓄等購入費424万2,000円、また災害対策本部資機材等購入費7万8,000円を計上しています。

詳細は、「予算審議における事業説明書」38ページから39ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金5,036万円のうち、地震発生時に倒壊の危険性が高い老朽住宅の除去やコンクリートブロック塀の整備などにより、避難経路の封鎖を未然に防止することを目的とした「老朽住宅除去事業補助金」に10件分、1,028万円、「ブロック塀等耐震対策推進費補助金」に5件分102万5,000円、地震発生から3日間において、必要とされる応急救助活動や道路啓開活動の実施、また医療機関や社会福祉施設の自家発電、その他市民生活に必要な燃料の供給を確保するため、災害対応型給油所として機能整備を行う事業者に対して補助するための「災害対応型給油所整備事業費補助金」、2事業分400万円を計上しています。

財源につきましては、県補助金2分の1、緊急防災減災事業債を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」40ページをご参照ください。

また、25節積立金1億5,666万1,000円は、津波避難対策等加速化臨時交付金及び基金利息を防災対策加速化基金へ積み立てるものであります。

104ページをお願いします。

9款1項4目は、「学校給食費」を新設しています。

13節委託料に平成30年度の小学校及び中学校への学校給食の実施に向け、給食数850食に対応する「学校給食施設設計業務委託」1,432万2,000円を計上しております。財源につきましては、過疎対策事業債を見込んでおります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」41ページをご参照ください。

106ページから107ページをお願いします。

9款2項3目学校建設費につきまして、13節委託料に清水小学校改築工事管理業務委託など2,290万5,000円、15節工事請負費12億3,393万2,000円のうち、単独事業として遊具設置及びLANケーブル配線など786万1,000円、補助事業として校舎解体や第1期の校舎棟建設、第2期の校舎棟及び体育館等建築工事を行う「学校施設環境改善事業」12億2,607万1,000円を計上しています。委託業務や建築及び解体工事等の財源につきましては、国庫補助金及び過疎対策事業債等を見込んでおります。

108ページをお願いします。

9款3項1目学校管理費につきまして、15節工事請負費1,290万4,000円のうち、清水中学校武道場天井耐震工事1,260万4,000円は、当該武道場は平成24年度に完成をしており、建築基準法によれば、補強を必要とする条件の施設ではありませんが、文部省の通知により、天井高、面積要件が示され、補強の対象となったことから、天井の耐震化を行うものであります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」46ページをご参照ください。

109ページをお願いします。

9款4項1目社会教育総務費につきまして、1節報酬35万円のうち20万円、9節旅費15万7,000円のうち4万円、11節需用費73万5,000円のうち9万1,000円の合わせて33万1,000円は、市内に99件ある国・県・市指定の保護文化財について、文化財保護審議会委員による現地調査及び検討会の開催、老朽化した標柱の再整備等を行い、次年度に計画している文化財調査報告書「土佐清水市の文化財」の改訂等につなげていくものであります。

詳細は、「予算審議における事業説明書」47ページをご参照ください。

112ページから113ページをお願いします。

9款6項1目教育センター費につきましては、教育研究所、スクールソーシャルワーカー、適用指導教室、少年補導センターが一体となり、子どもたちの健全育成に取り組むための予算として、3,025万2,000円を計上しています。116ページから120ページにかけて、給与費明細書を、121ページに債務負担行為に係る調書を、122ページに地方債に関する調書をそれぞれ付しております。

次に、歳入について説明いたします。15ページをお願いします。

1款1項市民税につきましては、サンゴの水揚げ増による課税所得の増加等や企業の業績向上が見込まれるものの、税制改正により法人税割税率の引き下げに伴う法人税割への影響、また、前年度の状況や景気の動向、徴収率などを勘案し、1目個人に4億5,855万5,000円、2目法人に5,280万3,000円を計上しています。

2項固定資産税につきましては、太陽光発電関連等で、土地償却資産分の増加が見込まれること、また、前年度の状況や徴収率などを勘案し、1目固定資産税に5億5,698万7,000円、2目国有財産等所在市町村交付金及び納付金に1,149万5,000円を計上しています。

3項軽自動車税につきましては、課税台数は減少傾向ではありますが、税率の改正及び重課、グリーン化特例の導入により増が見込まれること、また、前年度の状況などから台数を見込み、徴収率などを勘案した上で、5,057万2,000円を計上しています。

16ページをお願いします。

4項市たばこ税につきましては、旧3級品の特例税率の廃止及び特例措置により増額が見込まれるものの、消費本数は年々減少傾向であり、特に前年度の減少幅が大きい状況であったことから本数を見込み、8,950万2,000円を計上しています。

5項入湯税につきましては、前年度の状況などを勘案し、1,591万4,000円を計上しています。

2款地方譲与税から、18ページ、9款地方交付税までは、平成28年度地方財政計画や高知県当初予算案等を参考に見込んでおります。

地方交付税につきましては、普通交付税35億3,000万円、特別交付税5億8,000万円を見込み、前年度比0.5%、2,000万円減額の41億1,000万円を計上しております。

19ページから21ページをお願いします。

12款1項使用料につきましては、それぞれ施設の使用料、占用料を計上いたしました。

2項手数料につきましては、それぞれの事務、業務に係る手数料を計上しております。

21ページ、13款1項国庫負担金から29ページの14款3項県委託金までは、歳出で説明いたしました各事業、業務の国や県の負担率、補助率に基づいて計上したものでありますの

で、説明を省略させていただきます。

31ページをお願いします。

17款1項基金繰入金につきましては、3目財政調整基金繰入金1億2,961万4,000円、防災倉庫及び防災拠点施設の備品整備の財源として、4目防災対策加速化基金繰入金1,834万9,000円を計上しています。

35ページから37ページをお願いします。

20款1項市債につきまして、10目臨時財政対策債に2億5,000万円、11目退職手当債に3,000万円を計上しております。

1目総務債から9目災害復旧事業債までは、歳出事業の財源として、それぞれ充当率に基づいて計上いたしました。

9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為につきましては、事項ごとに期間、限度額を定めるものであります。

10ページから11ページをお願いします。

第3表、地方債につきましては、それぞれの起債の目的ごとに限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、平成28年度土佐清水市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億3,200万円となります。

なお、一時借り入れの最高限度額は20億円と定めるものであります。

以上で、平成28年度一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○副議長（森 一美君） この際、午食のため、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時20分 再 開

○副議長（森 一美君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めます。

議案第5号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第23号「平成28年度土佐清水市水道事業会計予算について」の議案2件について説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 田村和彦君登壇）

○水道課長（田村和彦君） 議案第5号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第

2号) について」ご説明いたします。

補正予算書の3ページをお願いします。

今回の補正は、平成27年度人事院勧告による給料及び手当の増額であります。

収益的支出で1款1項2目給料3万円の増額、11目手当27万5,000円の増額で、合計30万5,000円の増額となっております。

補正予算書の1ページをお願いします。

このことによりまして、収益的支出の合計は、既決予算、予算額3億2,112万9,000円が30万5,000円の増額となりまして、3億2,143万4,000円となります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号「平成28年度土佐清水市水道事業会計当初予算について」ご説明をいたします。

予算書の237ページをお願いします。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数を7,154戸、前年度より84戸の減と見込みました。

主要な建設改良費の工事請負費及び委託料として、5億4,874万3,000円を計上しました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、営業活動についての予算でございまして、収入の合計は第1款水道事業収益として3億1,913万4,000円、支出の合計は第1款水道事業費用として3億104万6,000円を計上しました。

次に、238ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、主に施設の建設改良に係る予算でございまして、収入の合計は第1款資本的収入として、5億1,342万1,000円、支出の合計は第1款資本的支出として6億7,011万4,000円を計上しました。

この結果、条文の括弧書きにもありますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,669万3,000円は、過年度分、当年度分、損益勘定留保資金及び利益、剰余金で補填するものとしております。

続きまして、243ページをお願いします。

平成25年度予算までは、資金計画を予算資料として添付しておりましたが、地方公営企業会計制度の改正により、平成26年度よりキャッシュフロー計算書を添付することとなりました。

業務活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、財務活動によるキャッシュフローで、現金の増減をあらわしております。

続きまして、248ページをお願いします。

平成27年度予定の貸借対照表であります。

保有する全ての試算、負債、資本を示したものです。

249ページ、右の上から6段目にあります資産の合計は、27年度末の予定額として35億5,896万1,180円となりまして、250ページ、右の一番下の負債と資本の合計と一致しております。

254ページは、平成27年度予定の損益計算書でありまして、ここに1年間の収益と費用を見込んだ営業成績を示したものです。

次の255ページの一番右の下から4番目にありますが、平成27年度の純利益は2,359万6,000円と見込んでおります。

次に、256ページからが収益的収支と資本的収支の款項目別の明細でありまして、主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入につきまして、1款1項1目上水道給水収益の水道使用料は、1億4,827万3,000円、4目簡易水道給水収益の水道使用料は1億801万6,000円を計上しまして、上水道、簡易水道の合計で2億5,628万9,000円、前年度より1,116万9,000円の減で見込んでおります。

257ページをお願いします。

営業外収益4目に平成26年度より長期前受金繰入額の項目を設けております。これも会計基準の改定により、みなし償却制度が廃止され、補助金、負担金、受贈財産に係る減価償却費及び除却費を計上しております。

258ページからは収益的支出であります。

259ページをお願いします。

1款1項2目上水道給水及び配水費の委託料711万4,000円のうち422万2,000円は漏水調査を専門業者に委託するものです。

261ページをお願いします。

8目簡易水道、原水及び浄水費の委託料868万3,000円のうち、432万6,000円は、職員削減に伴い、従来から民間委託を行ってきた半島8施設、東部6施設、西部3施設の管理を民間委託するものです。

265ページをお願いします。

資本的収入につきまして、1款1項1目企業債3億560万円は、窪津簡易水道整備事業に1億7,000万円、津呂権現・大谷簡易水道事業に8,010万円、下ノ加江簡易水道整備事業に2,830万円、三崎上水道整備事業に2,720万6,000円を借り入れするものです。

3項1目簡易水道施設整備費1億9,529万9,000円についても、窪津簡易水道整備事業に係る国庫補助金1億47万2,000円と津呂権現・大谷簡易水道整備事業に係る国庫補助金5,346万円、下ノ加江簡易水道整備事業に係る国庫補助金1,416万1,000円、三崎上水道整備事業に係る国庫補助金2,720万6,000円でございます。

266ページの資本的支出につきまして、1款1項1目拡張改良費の委託料8,659万8,000円は、窪津実施設計、津呂権現実施設計、下ノ加江実施設計、三崎測量設計の調査委託料であります。

同じく工事請負費4億6,214万5,000円は、窪津簡易水道整備事業に2億8,265万7,000円と、津呂権現・大谷簡易水道整備事業に1億2,471万3,000円、下ノ加江簡易水道整備事業に4,977万5,000円、漏水対策のための配水管布設工事として500万円を計上しております。

267ページをお願いします。

2項企業債償還金の合計9,026万1,000円は、上水道と簡易水道についての起債の元金分でございます。

最後に268ページをお願いします。

平成26年度当初予算から新たな予算説明資料として「注記」を設けることとなりましたので、注記を添付しております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○副議長（森 一美君） 次に、議案第6号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」から議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、議案第17号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」及び議案第21号「平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」の議案6件について説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 二宮真弓君登壇）

○市民課長（二宮真弓君） 議案第6号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の9ページから10ページをごらんください。

歳出1款1項1目一般管理費、2節給料から3節職員手当等までの合わせて37万

6,000円は、歳入9款1項1目一般会計繰入金37万6,000円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しております。

1ページをごらんください。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は31億7,737万5,000円となります。

以上で、議案第6号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第7号「平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書10ページ、歳出からごらんください。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金のうち、19節負担金、補助及び交付金498万3,000円は、平成27年度拠出金が4,925万4,675円に確定しましたので、既決予算の不足分を補正いたしました。

同じく3目保険財政共同安定化事業拠出金のうち、19節負担金、補助及び交付金1,452万1,000円につきましても、平成27年度拠出金が5億6,114万5,151円に確定したことにより、既決予算の不足分を補正するものです。

次に、歳入です。

9ページをごらんください。

3款1項2目1節高額医療費共同事業費負担金124万6,000円及び6款1項1目1節高額医療費共同事業費負担金124万6,000円は、歳出で申し上げましたように、高額医療費共同事業医療費拠出金が確定したことにより、国庫負担金及び県負担金のルール分として、既決予算との差額分を増額補正いたしました。

7款1項1目は、高額医療費共同事業交付金が5,213万7,950円に確定したことにより、既決予算との差額2,999万9,000円を増額補正いたしました。

同じく2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付見込み額の確定により、既決予算との差額1,298万7,000円を減額補正いたしました。

次に、1ページをごらんください。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,950万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額は31億9,687万9,000円となります。

以上で、議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いします。

歳出1款1項1目一般管理費、3節職員手当等4万7,000円は、歳入3款1項3目その他一般会計繰入金4万7,000円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しております。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億6,970万5,000円となります。

以上で、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」の説明を終わります。

続きまして、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」ご説明いたします。

補正予算書7ページ、歳出からごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金のうち、19節負担金、補助及び交付金99万9,000円は、平成27年度納付金が8,957万2,940円に確定いたしましたので、既決予算の不足分を補正いたしました。

次に歳入です。

6ページをごらんください。

3款1項2目1節99万9,000円は、歳出に充当する財源として一般会計からの保険基盤安定繰入金を補正いたしました。

次に、1ページをごらんください。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,070万4,000円となります。

以上で、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」の説明を終わります。

続きまして、議案第17号並びに議案第21号についてご説明いたします。

先に、議案第17号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」です。

まず、平成28年度における制度の改正を申し上げます。

1点目といたしましては、賦課限度額の見直しが昨年度に引き続き行われます。基礎課税分を2万円引き上げ、52万円を54万円に、後期支援分を2万円引き上げ、17万円を19万

円に、介護納付金については16万円で据え置きとなっており、今回の見直しにより、最大限度額は85万円が89万円と4万円の引き上げとなります。

2点目といたしまして、低所得者に対する軽減の拡充を昨年度に引き続き実施し、均等割、平等割の5割、2割の軽減対象者の拡大が図られます。

以上の2点が、平成28年4月1日より施行される予定となっております。

さて、予算編成であります。診療報酬が改定され、4月診療分より適用されます。今回の改定は、マイナス1.03%となっておりますが、内訳としましては、診療報酬本体はプラス0.49%、薬価の改定がマイナス1.52%で、全体としてマイナス1.03%というものです。

本市の場合、薬価等の割合が少ない入院医療費が総医療費の約5割を占めていることから、今回の診療報酬の改定の影響は少ないものと見込んでおります。

一方で、総医療費は平成26年9月ごろより高どまり傾向にあり、これら医療費の動向を考慮した上で予算計上をいたしました。

主だったものを歳出から説明いたします。

予算書の137ページをごらんください。

1款1項総務管理費は、国保運営を行うための人件費や事務費及び専門的、また効率的に業務を行う委託料や負担金を計上しております。

次に、138ページをごらんください。

1款2項1目賦課徴収費、19節負担金は、幡多広域租税債権管理機構へ支出するもので、国保分として28件の389万1,000円を予算措置しております。

なお、27年度は、2月送金分までで、延滞金を含め、879万9,000円余りを徴収しております。

次に、同ページ下段から141ページ上段までの2款保険給付費は、外来、入院や調剤などに係る療養給付費や高額療養費などでありまして、年間平均被保険者数を5,063人で見込み、1人当たりの医療費、伸び率、過去の実績等を勘案し、2款全体で20億5,583万7,000円を計上しております。

同じく141ページ中段の3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、いわゆる「公費5対保険者4対被保険者1」の4の部分の本市国保の負担分で、1人当たり5万8,657円で概算見込みを行い、過年度の精算分を調整し、計上いたしました。

次に、142ページ、9款介護納付金につきましては、国保の40歳以上65歳未満の第2号被保険者数を2,025人、1人当たり5万1,050円で概算見込みを行い、過年度の精算分を調整し計上しております。

同ページ下段から143ページ上段の7款共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体となり、

高額な医療費の発生に対する再保険的な事業を県下全市町村で行っております。

1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上のレセプトを対象に、国及び県が各4分の1を負担し、財源調整を行い、また、3目保険財政共同安定化事業拠出金も、医療費実績、被保険者数割により見込み額を算出、7款合計予算として6億2,007万8,000円を計上しております。

同ページ下段の8款1項特定健康診査等事業費では、40歳から74歳までの被保険者の生活習慣病に関する健康診査等を実施するため、集団及び個別の特定健康診査委託料や検診結果に基づく特定保健指導関係経費として1億906万3,000円を計上しております。

144ページ、8款2項保険事業費では、疾病の予防、早期発見による重症化、長期化の防止や健康の保持・増進を目的に、糖尿病予防、健康展、ジェネリック医薬品普及促進事業費等を計上しております。

ジェネリック医薬品の使用促進のお知らせは、本市では、平成22年12月の通知開始から毎年人数、効果額も上がってきており、平成27年度の現在においては、月平均800人の方が利用、その効果額は約268万円となっております。

次に、146ページをごらんください。

12款繰上充用金は、平成26年度に発生した赤字補填のために、平成27年度予算より拠出した4,069万2,000円と、平成27年度決算においても1億853万5,000円の赤字が見込まれ、これを平成28年度予算より補填するため、1億4,922万7,000円を計上しております。

次に、歳入に移ります。

131ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、被保険者の減少及び過去の税収実績、平成27年度の収納見込み額や保険基盤安定に係る軽減額等を考慮し、4億2,130万8,000円を計上しております。

次に、132ページ、3款国庫支出金から133ページ、6款県支出金につきましては、医療給付費の見込み額、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者交付金、保険税収や被保険者数等を基礎数値として、それぞれの負担割合を見込んでおります。

次に、133ページからの7款共同事業交付金は、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金の増額に伴い、5億9,760万1,000円を計上しております。

134ページ、下段の9款繰入金金は、法定分として2億1,931万3,000円、法定外、これは中学生までの医療費無料化による影響額として747万8,000円、合計2億2,679万1,000円を一般会計から繰り入れるものです。

次に、136ページをごらんください。

1 1 款 2 項 6 目 雑入には、歳出 1 2 款 平成 2 7 年度 決算見込み時における繰上充用金 1 億 4, 9 2 2 万 7, 0 0 0 円と、平成 2 8 年度 予算における財源不足に対応する空財源として 1 億 5, 5 2 5 万 6, 0 0 0 円、予備費に充当する 6, 0 0 0 万円、合計 3 億 6, 4 4 8 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

予備費に充当する 6, 0 0 0 万円を除く 3 億 4 4 8 万 2, 0 0 0 円が、現段階で見込まれる赤字分となっております。

次に、1 2 3 ページをごらんください。

以上によりまして、平成 2 8 年度 国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 億 2, 8 2 5 万 4, 0 0 0 円となります。

条文の第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 4 億円を定めております。

第 3 条では、歳出予算の各項間での流用ができる場合を定めており、2 款 保険給付費を対象としております。

続きまして、議案第 2 1 号「平成 2 8 年度 土佐清水市 後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

まず、平成 2 7 年度の高知県後期高齢者医療特別会計の決算見込みであります。およそ 9 億 5, 6 9 4 万 4, 0 0 0 円の赤字となる見込みでありまして、歳入不足額は事業運営基金の取り崩しにより補填しなくてはならない状況です。これは制度改正による介護療養病床から医療病床への転換による医療給付費の増加によるものと考えられております。

今後におきましても、医療給付費の高どまりが予想されること、平成 2 9 年度から引き上げられる予定の消費税率及び 2 8 年度からの保険料軽減拡大等を反映して、保険料率が見直されることになっており、2 カ年ごとに見直される保険料は、平成 2 8 年、2 9 年度分として均等割額でプラス 2, 6 0 1 円の 5 万 4, 3 9 4 円、所得割率で 1. 0 7 % 引き上げの 1 1. 4 2 % となり、1 人当たり保険料額で言いますと、5 万 9, 1 8 7 円となり、2 6 年、2 7 年度保険料と対比しますと、プラス 3. 8 8 %、金額で 2, 2 1 0 円の負担増になる見込みです。

一方で、保険料の 5 割、2 割軽減の所得基準が見直され、軽減対象者の軽減は図られることになっております。

それでは、2 1 4 ページの歳入から説明いたします。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料は、2 8 年度 現年分として被保険者数を 3, 4 9 7 人、1 人当たり保険料を 5 万 9 2 4 円、そのうち特別徴収分の割合を 5 6. 2 %、普通徴収分として 4 3. 8 % を見込んで計上しております。

3 款 1 項 2 目 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分について、一般会計から繰り入れするものであり、財源の 4 分の 3 が県負担金であります。

次に、216ページからの歳出について説明いたします。

1款総務費は、人件費など事務に必要な経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で説明いたしました保険料と保険基盤安定繰入金、延滞金及び繰越金を財源として、広域連合に納付するものです。

次に、209ページをごらんください。

以上によりまして、平成28年度後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,282万2,000円となります。

以上で、予算説明を終わります。ご審議の上、適切な決定を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森 一美君） 次に、議案第8号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」から議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」及び議案第18号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」の議案3件について説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君登壇）

○健康推進課長（戎井大城君） 議案第8号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の8ページから9ページをお願いします。

歳出1款1項1目一般管理費、2節給料から3節職員手当等までの29万7,000円並びに1款3項2目認定調査等費、2節給料から3節職員手当等までの10万9,000円は、歳入7款1項5目その他一般会計繰入金40万6,000円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しています。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は21億2,283万2,000円となります。

以上で、議案第8号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

続いて、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の8ページから9ページをお願いします。

歳出3款1項1目25節介護給付費準備基金積立金7,474万5,000円は、第5期介護保険事業計画期間中の剰余金であり、歳入8款1項1目繰越金を財源として、基金積立金を計上するものです。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,474万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は21億9,757万7,000円となります。

以上で、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

続いて、議案第18号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」主なものを説明いたします。

予算書の165ページをお願いします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、事務職員の人件費等として、2,844万5,000円を計上しました。

166ページをお願いします。

1款3項2目認定調査等費は、介護認定調査員の人件費並びに12節役務費、手数料として認定申請に伴う主治医意見書料など、合計で2,375万8,000円を計上しました。

167ページから169ページをお願いします。

2款1項介護サービス等諸費の1目から10目までは、居宅介護サービス給付費など、介護サービス関連費用として給付費見込み額により、168ページになりますが、合計で15億5,672万5,000円を計上しました。

2款2項介護予防サービス等諸費の1目から8目までは、要支援1、2の方を対象とする給付費として、介護予防サービス給付費など169ページになりますが、合計で5,563万8,000円を計上しました。

2款4項1目高額介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金は、要介護1から5の方が対象のサービスで、同じ月に利用したサービスの自己負担の合計額が一定の額を越えた場合、その超えた金額を支給するもので、5,441万5,000円を計上しました。

170ページから171ページをお願いします。

2款6項特定入所者介護サービス等費の1目から4目までは、低所得者の要介護者が施設サービス等を利用したときの食費、居住費の補足給付サービス費として、171ページになりますが、合計8,803万2,000円を計上しました。

171ページから173ページをお願いします。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービス、通所型サービスを行う介護予防・生活支援総合事業など、172ページになりますが、2,993万円を計上しました。

4款2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業など、一般高齢者等の介護予防事業として、173ページになりますが、3,578万1,000円を計上しました。

4款3項1目包括的支援事業費は、総合相談支援事業や認知症対策、在宅医療・介護連携事業を行う高齢者包括的支援事業など、4,999万5,000円、同じく2目任意事業費は、配食サービスや成年後見制度普及啓発・相談支援事業を行う高齢者任意事業など、861万円を計上しました。

次に、160ページ、歳入をお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、保険料を段階別に積み上げた保険料見込み額として、1節現年度分特別徴収保険料2億8,698万5,000円、2節現年度分普通徴収保険料3,253万7,000円を計上しました。

3款1項1目介護給付費負担金は、1節現年度分として負担割合に基づき、3億819万3,000円を計上しました。

3款2項1目調整交付金の1節現年度分1億7,172万1,000円は、本来の負担割合は5%ですが、本市の後期高齢者の割合や所得に係る調整等により、9.39%として給付費見込み額及び総合事業費見込み額に乗じて計上しました。

161ページをお願いします。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、1節現年度分として負担割合に基づき、1,316万9,000円を計上しました。

3款2項3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）は、1節現年度分として負担割合に基づき、2,285万5,000円を計上しました。

4款1項支払基金交付金は、2号被保険者分として負担割合に基づき、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金合わせて5億1,205万5,000円を計上しました。

5款1項1目介護給付費負担金は、1節現年度分を負担割合に基づき、2億6,475万5,000円を計上しました。

162ページをお願いします。

5款2項県補助金は、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）を地域支援事業費見込み額に対し、負担割合に基づき、合わせて1,965万8,000円を計上しました。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金の 1 節現年度分 2 億 2,036 万 5,000 円は、給付費見込み額に対し、負担割合に基づき計上しました。

同じく、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）として、823 万 2,000 円、3 目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）として、1,142 万 9,000 円を地域支援事業費見込み額に対し、負担割合に基づき計上しました。

163 ページをお願いします。

同じく 4 目低所得者保険料軽減繰入金は、所得区分の第 1 段階の保険料を軽減するため、533 万 2,000 円を計上しました。

同じく 5 目その他一般会計繰入金は、職員給与費等として 5,538 万 6,000 円を計上しました。

一般会計からの繰入金は、合計 3 億 74 万 5,000 円となります。

7 款 2 項 1 目介護給付費等準備基金繰入金は、介護給付費等に充てるため、643 万円を計上しました。

153 ページをお願いします。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 6,321 万 1,000 円を計上しました。

なお、一時借入金の借入最高額は 2 億円と決めました。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（森 一美君） 次に、議案第 10 号「平成 27 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について」から議案第 12 号「平成 27 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 19 号「平成 28 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」から議案第 20 号「平成 28 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」の議案 5 件についての説明を求めます。

しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君登壇）

○しおさい園長（山本弘子君） 議案第 10 号「平成 27 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括してご説明いたします。

補正予算書の 6 ページから 7 ページをお願いいたします。

7 ページ、歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節給料から 3 節職員手当等までの合わせて 179 万 1,000 円は、歳入 5 款 1 項 1 目特別養護老人ホーム事業基金繰入金 179 万 1,000 円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しています。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億2,324万2,000円となります。

以上で、議案第10号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

次に、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）」について」ご説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

7ページ、歳出1款1項1目一般管理費、4節共済費330万円、7節賃金1,500万円、合計1,830万円の減額は、年度の途中より臨時職員の人件費を介護サービス事業特別会計（ショートステイ）へ振替をいたしましたことと、決算見込み額を精査したことによるものです。

同じく6ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目施設介護サービス費収入、1節施設介護サービス費収入2,568万4,000円の減額につきましては、平成27年8月の介護報酬改定により、介護報酬のうち介護負担金が減額となったことによるものです。

また、1款3項1目特定入所者介護サービス費収入、1節特定入所者介護サービス費収入738万4,000円の増額につきましては、平成27年8月の介護報酬改定で介護報酬のうち、食事負担金と居住費負担金が増額となったことによるものです。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,830万円を減額し、歳入歳出予算の総額は4億315万1,000円となります。

以上で、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

次に、議案第12号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について」ご説明いたします。

歳入歳出一括してご説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

7ページ、歳出1款1項1目短期入所生活介護事業費、2節給料から4節共済費までの合わせて29万7,000円は、6ページ、歳入3款1項1目繰越金29万7,000円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しています。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4,141万9,000円となります。

以上で、議案第12号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第19号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉事業特別会計予算について」主なものをご説明いたします。

予算書の188ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費では、歳出総額3億5,369万2,000円を計上しております。主なものとして、2節給料1億4,268万2,000円、3節職員手当等7,536万7,000円、4節共済費5,796万9,000円で、合計が2億7,601万8,000円を計上しております。

7節賃金は、臨時賃金、嘱託賃金合わせて6,280万円を計上しております。

次に、13節委託料として、夜間警備等の業務委託として611万5,000円を計上しております。

次に、189ページをお願いいたします。

歳出2款1項1目施設介護サービス事業費で、5,413万7,000円を計上しております。

主なものとして、11節需用費4,962万3,000円の内訳は、賄材料費2,817万8,000円、光熱水費1,090万8,000円が主なものとなっており、必要経費としてほぼ前年並みで計上しております。

次に、186ページをお願いいたします。

歳入1款1項1目施設介護サービス費収入2億9,068万1,000円並びに2項1目自己負担金収入5,732万2,000円、合わせて3億4,800万3,000円を見込み、当初予算計上いたしました。

3項1目は、低所得者の負担軽減措置であります特定入所者介護サービス費収入等3,928万円を計上しております。

187ページをお願いいたします。

5款1項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金2,096万2,000円は、職員人件費等を見込み、特別養護老人ホーム事業基金からの繰り入れとするものです。

次に、181ページをお願いします。

これにより、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億832万9,000円となります。

次に、議案第20号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」主なものをご説明いたします。

予算書の204ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目短期入所生活介護事業費では、歳出総額4,279万3,000円を計上しております。

主なものとして、2節給料1,401万6,000円、3節職員手当等879万1,000円、4節共済費565万6,000円で合計が2,846万3,000円、7節賃金906万5,000円、賄材料費を含む11節需用費480万円を計上しております。

次に、202ページをお願いいたします。

歳入1款1項1目居宅介護サービス費収入、1節短期入所生活介護費収入として3,125万7,000円、2項1目自己負担金収入は、(軽減分)収入を合わせて889万7,000円、3項特定入所者介護サービス費収入等で263万5,000円を計上しております。

次に、197ページをお願いいたします。

これにより、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ4,279万3,000円となります。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○副議長(森 一美君) 次に、議案第15号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号)について」及び議案第22号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」の議案2件について説明を求めます。

環境課長。

(環境課長 坂本和也君登壇)

○環境課長(坂本和也君) 議案第15号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号)について」説明いたします。

歳入歳出一括でお願いいたします。

補正予算書の7ページ、歳出1款1項1目一般管理費、3節職員手当等4万7,000円は、6ページ、歳入2款1項1目売電収入4万7,000円を財源として、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を計上しております。

1ページをお願いいたします。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は9,699万8,000円となります。

以上で、議案第15号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号)」の説明を終わります。

続きまして、議案第22号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」説明いたします。

予算書の229ページ、歳出からお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節給料 4 5 8 万 6, 0 0 0 円、3 節職員手当等 2 4 3 万 9, 0 0 0 円、4 節共済費 1 3 6 万 3, 0 0 0 円は、職員 1 名分の人件費を計上しております。

同じく 1 1 節需用費 6 7 万 6, 0 0 0 円、1 2 節役務費 4 4 4 万 7, 0 0 0 円、1 3 節委託料 3 2 2 万 2, 0 0 0 円は、中浜と太田発電施設 2 カ所分の電気設備保守点検費、機械警備費、清掃管理委託料、損害保険料及びパソコンを一定の温度に保つための冷暖房機器の電気料などでございます。

2 3 0 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目再生可能エネルギー事業推進費、1 9 節負担金、補助及び交付金 2 5 0 万円は、一般家庭にソーラーパネルを設置する市単独補助金でございます。

同じく 2 5 節積立金 6, 7 9 1 万 4, 0 0 0 円は、2 8 年度分の売電収入から歳出額を差し引いた分を積み立てるものであります。

3 款 1 項 2 目公債費利子、2 3 節償還金、利子及び割引料 5 1 4 万 4, 0 0 0 円は、電気事業債として借り入れした起債額 7 億 3, 4 3 0 万円の利息分を計上しております。

4 款 1 項 1 目予備費 2 0 0 万円は、特別会計内で不足が生じたときのために設けて計上いたしました。

2 2 8 ページ、歳入をお願いします。

3 款 1 項 1 目諸収入、1 節売電収入 9, 4 3 2 万円は、中浜発電所 4, 0 6 5 万 5, 0 0 0 円、太田発電所 5, 3 6 6 万 5, 0 0 0 円を見込んで計上しております。

3 款 2 項 1 目雑入 1, 0 0 0 円は、昨年、太田と足摺岬に県・市・民間で設置した太陽光発電会社こうち・しみずメガソーラーからの配当金が本年度から見込まれますので、その受け入れ枠として計上しております。

2 2 3 ページをお願いいたします。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 4 3 2 万 1, 0 0 0 円となります。

また、一時借入金の借入最高額は 2, 0 0 0 万円と定めております。

以上、平成 2 8 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（森 一美君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 6 分 休 憩

午後 2 時 2 7 分 再 開

○副議長（森 一美君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、しおさい園長のほうから、先ほどの議案の内容説明について一部訂正の申し出があ

りましたので、これを許可します。

しおさい園長。

(しおさい園長 山本弘子君登壇)

○しおさい園長(山本弘子君) 失礼いたしました。

議案第11号の内容説明について訂正をいたします。

1ページをお願いいたします。

先ほど、歳入歳出予算の総額は4億315万1,000円と申しましたが、4億494万2,000円の誤りでした。失礼いたしました。

○副議長(森 一美君) 次に、報告第2号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」から報告第5号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について)」までの報告4件並びに議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の制定について」までの議案19件、計23件について説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 木下 司君登壇)

○総務課長(木下 司君) それでは、条例案等について説明をいたします。

済みませんが、議案綴りをお願いをいたします。

報告第2号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」議案綴りの1ページから2ページです。

学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、用語の追加が必要となったこと。また、地方公務員法の一部改正により、条項番号の改正が必要となりましたので、市長の専決処分の指定について、第4号に基づき、平成28年2月19日、専決処分しましたので、報告をするものです。

報告第3号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」議案綴りの3ページから8ページです。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行し、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴った文言の改正及び地方公務員災害補償法施行令の支給調整率の一部改正があり、市長の専決処分事項の指定について、第4号に基づき、平成28年2月19日、専決処分しましたので、報告をするものです。

報告第4号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの9ページから10ページです。

全部改正となった行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、用語の整理が必要となりましたので、市長の専決処分事項の指定について、第4号に基づき、平成28年2月19日、専決処分しましたので、報告をするものです。

報告第5号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの11ページから12ページです。

全部改正となった行政不服審査法が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、用語の整理が必要となりましたので、市長の専決処分事項の指定について、第4号に基づき、平成28年2月19日、専決処分しましたので報告をするものです。

議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」議案綴りの34ページから39ページです。

本市は、基幹産業の衰退とともに、少子高齢化、人口流出に歯どめがかからず、人口減少が加速的に進展し、地域の担い手不足により、集落活動の維持すら困難な状況に陥っております。

この状況を打破するために、行政による市民への情報提供を積極的に行い、市民の市政への参画を促し、これまでの「行政主導まちづくり」から市民を主体とした「みんなのまちづくり」へと転換するため、「土佐清水市みんなでまちづくり条例」を制定をするものです。

議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の制定について」議案綴りの40ページから46ページです。

土佐清水市文化財保護条例について、文化財保護法、県文化財保護条例等を参考として、市文化財保護条例の明確化、「民俗資料」の名称を「民俗文化財」に変更、「文化財調査会」を法190条に基づく「文化財保護審議会」と位置づけ改称。新規文化財の指定には、同審議会への諮問が必須となる条文の追加などを主な改正とする条例の全部改正です。

議案第26号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの47ページから53ページです。

平成27年度の人事院勧告に伴い、地方公務員法の一部改正があり、第1条に平成27年4月1日に遡及し、給料の改定。ボーナスの支給月を4.10月から4.20月に改定。施行期日は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

また、給与に関する条例には、等級別基準職務表を規定することとなりましたので、第2条に定めるものです。

この第2条については、平成28年4月1日から施行となります。

議案第 27 号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの 54 ページから 56 ページです。

議案第 28 号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 57 ページから 58 ページです。

この議案 2 件は、市長ほか特別職及び市議会議員の期末手当について、平成 27 年度の人事院勧告に伴い、支給月数を 2.95 月から 3.00 月に、100 分の 155 を 100 分の 160 に改め、平成 27 年 12 月 1 日遡及適用する。

また、100 分の 140 を 100 分の 142.5 及び 100 分の 160 を 100 分の 157.5 に改め、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 29 号「土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの 59 ページから 60 ページです。

地方公務員法の改正に伴い、条例第 3 条の報告事項に職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、職員の人事評価の状況を加えるものです。

議案第 30 号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 61 ページから 63 ページです。

議案第 31 号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの 64 ページから 66 ページです。

この議案 2 件は、約 50 年ぶりの全面改正となった行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、不服審査制度に係る手続について、法律番号の改正、不服申し立ての手続が「審査請求」に一元化されたことによる用語の整理、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、不作為事件を市の情報公開、個人情報保護審査会の諮問対象に追加、費用負担について土佐清水市手数料条例へ委任する等を加えるものです。

議案第 32 号「土佐清水市固定資産評価審査委員会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの 67 ページから 69 ページです。

行政不服審査法の改正及び施行に伴い、地方税法第 432 条及び行政不服審査法第 38 条を準用する地方税法第 433 条に係る固定資産税台帳に登録された価格に関する審査の申し出等に関する規定を改正をするものです。

議案第 33 号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 70 ページから 71 ページです。

行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、不服審査手続において審理員に対し、提出された書類の写しの交付を求めることができることとなりましたので、条例中、種類及び金額に行政不服審査法に基づく手数料の項目を追加をするものです。

議案第34号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り72ページから91ページです。

平成14年に対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める総務省令が制定され、10年以上経過し、当初想定していなかった設備及び機器が流通してきたことから、総務省令の一部改正が平成27年11月に公布されましたので、火災予防条例について一部を改正を行うものです。

議案第35号「土佐清水市消防団の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り92ページから93ページです。

消防団活動の円滑化に伴い、条例第2条の団員の定数を444人から425人に改定、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る消防団の処遇について、17条の水防手当の名称を出動手当に改正し、水防出動手当に加え、火災出動手当1回3,000円を加えるものです。

議案第36号「土佐清水市在宅介護支援センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」議案綴りの94ページから95ページです。

要介護者に関する総合的な相談、助言、福祉サービス実施機関等の連絡調整を行い、要介護者並びにその家族の支援を図ることを目的として、平成7年4月に特別養護老人ホームしおさい施設内に土佐清水市在宅介護支援センターの事務所を設置し、運営しておりました。

現在は既に在宅介護支援センターの機能を地域包括支援センターに移転しておりますので、平成28年4月には、しおさいが現在の運営主体である幡多広域市町村圏事務組合から本市に無償譲渡されることから、在宅介護支援センターの使用目的をしおさい会議室に転用し、活用することとなりましたので、条例を廃止をするものです。

議案第37号「土佐清水市立教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」議案綴りの96ページから97ページです。

土佐清水市立教育集会所（竜串、浜垣、東谷地区）で実施していた子ども会や各種学級事業については、各福祉センターで実施しております。

また、竜串教育集会所については、老朽化に加え、シロアリが入り、近隣の住宅に悪影響を及ぼす恐れがある状況です。

以上のことから、本件については、定例教育委員会において廃止手続を進めることについて承諾済みであり、また、各地区区長等にも承諾をいただいております。今回、条例を廃止をするものです。

議案第38号「訴えの提起について」議案綴りの98ページです。

平成25年6月30日付で退職した職員の退職手当について、退職手当に関する条例の適用

誤りにより、過払いとなった金額について、たび重なる返還請求をしたが応じないため、民法第703条不当利得の返還義務の規定により、過払い金額の返還を求める訴えの提起について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第39号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同約の変更について」議案綴りの99ページです。

議案第40号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同約の変更に伴う財産処分について」議案綴りの100ページです。

この議案2件は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合が脱退することとなり、これに伴い、高知縣市町村総合事務組合同約を変更すること及び財産処分について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第41号「第七次土佐清水市総合振興計画（基本構想及び基本計画）について」議案綴りの101ページです。

平成28年度から平成37年までを計画期間とする第七次土佐清水市総合振興計画を定めるに当たり、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1項に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」議案綴りの102ページです。

平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法が改正され、同法の失効期限が平成33年3月31日に延長されました。同法に基づき策定している土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）についても、計画期間が本年度中に終了することから、本年度中に次年度以降、（平成28年度～平成32年度）の計画を策定する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いをいたします。

○副議長（森 一美君） 以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております案件中、議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」、議案第5号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」、議案第6号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第8号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、議案第10号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第12号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業

特別会計補正予算（第1号）について」、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、議案第15号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第26号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第28号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの以上11件は、過日、先議願いたい旨、執行部から要請がありました。2月29日開催の議会運営委員会で、この取り扱いについて協議をいたしました結果、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） ご異議なしと認めます。

よって、以上11件の議案を先議することに決しました。

以上、11件の議案を先議いたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

以上11件の議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） ご異議なしと認めます。

よって、以上11件の議案については、委員会付託を省略することに決しました。

以上11件の議案については、委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 一美君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第3号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」を採決いたします。

議案第3号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（森 一美君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（森 一美君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてを採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（森 一美君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第8号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（森 一美君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第10号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（森 一美君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第12号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(森 一美君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

議案第13号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(森 一美君) 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

議案第15号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(森 一美君) 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第26号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(森 一美君) 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第27号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(森 一美君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第28号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（森 一美君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月14日午前10時に再開いたします。

なお、質疑並びに一般質問の通告の期限は、3月9日午前11時まででありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時57分 散 会